



島根県報

平成17年3月25日(金)
号外第13号
(毎週火・金曜日発行)
<http://www.pref.shimane.jp/>

目 次

規 則		
島根県会計規則の一部を改正する規則	(会 計 課)	1
長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則	(")	3
告 示		
島根県保育士試験規程の一部改正	(青少年家庭課)	3

公布された条例等のあらまし

島根県会計規則の一部を改正する規則 (島根県規則第40号)

1 規則の概要

- (1) 資金前渡をすることができる経費を定めることとした。(第48条)
- (2) 随意契約により物品等を調達する場合の手続を定めることとした。(第66条の2)
- (3) その他規定の整理

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則 (規則第41号)

1 規則の概要

- (1) 規則で定める契約は、次のとおりとすることとした。(第2条関係)
 - ア 車両の借入りに係る契約
 - イ 医療機器その他医療の提供に必要な物品の借入りに係る契約
 - ウ 理化学機器類の借入りに係る契約
 - エ 試験研究機器類の借入りに係る契約
 - オ アからエまでに掲げる物品の保守管理業務の委託に係る契約
 - カ 電子情報処理組織の運用業務の委託に係る契約
 - キ 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務の委託に係る契約
 - ク 給食業務の委託に係る契約
- (2) 長期継続契約を締結することができる期間を契約の内容に応じて3年から5年までを上限とすることとした。(第3条関係)

2 施行期日

公布の日から施行することとした。

規 則

島根県会計規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県規則第40号

島根県会計規則の一部を改正する規則

島根県会計規則（昭和39年島根県規則第22号）の一部を次のように改正する。

第48条の見出しを「（資金前渡）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

政令第161条第1項第17号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

第48条中第18号を削り、第19号を第18号とし、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

政令第161条第1項第15号の規則で定める契約に基づき支払をする経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 後納郵便料金の支払に要する経費
- (2) 下水道料金の支払に要する経費

第50条の見出しを「（概算払）」に改め、同条各号列記以外の部分を次のように改める。

政令第162条第6号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

第52条を次のように改める。

（前金払）

第52条 政令第163条第8号の規則で定める経費は、次に掲げる経費とする。

- (1) 次条に規定する経費
- (2) 損害保険料の支払に要する経費

第53条の見出しを「（繰替払）」に改め、同条第1項各号列記以外の部分を次のように改める。

政令第164条第5号の規則で定める経費は次に掲げる経費とし、次の各号に掲げる経費の支払について繰り替えて使用させることができる収入金は当該各号に定める収入金とする。

第66条の3を第66条の4とし、第66条の2を第66条の3とし、第66条の次に次の1条を加える。

（随意契約に係る公告）

第66条の2 政令第167条の2第1項第3号及び第4号の規則で定める手続は、次に定めるところによるものとする。

(1) 契約担当者は、当該年度における物品又は役務の調達について発注の見通しをたて、遅滞なく次に掲げる事項を公告するものとする。

ア 物品又は役務の名称及び数量

イ 契約を締結する時期

(2) 契約担当者は、契約予定日の前日から起算して少なくとも10日前までに、次に掲げる事項を公告するものとする。

ただし、急を要する場合には、その期間を5日まで短縮することができる。

ア 物品又は役務の名称及び数量

イ 契約条項を示す場所

ウ 契約の相手方の決定方法及び選定基準

エ その他必要と認める事項

(3) 契約担当者は、契約日の翌日から起算して72日以内に、次に掲げる事項を公告するものとする。

ア 物品又は役務の名称及び数量

イ 契約の相手方の氏名及び住所

ウ 契約金額

エ 契約の相手方を選定した理由

オ その他必要と認める事項

2 前項各号の規定による公告は、島根県報、新聞紙、掲示その他の方法によるものとする。

第68条第2項中第12号を第13号とし、第9号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 契約の解除

第93条第4項中「第2条第2項」を「第2条第2号」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則をここに公布する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

島根県規則第41号

長期継続契約を締結することができる契約に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、長期継続契約を締結することができる契約に関する条例（平成17年島根県条例第30号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(長期継続契約の対象となる契約の範囲)

第2条 条例第2条第5号の規則で定める契約は、次のとおりとする。

- (1) 車両の借入りに係る契約
- (2) 医療機器その他医療の提供に必要な物品の借入りに係る契約
- (3) 理化学機器類の借入りに係る契約
- (4) 試験研究機器類の借入りに係る契約
- (5) 前各号に掲げる物品の保守管理業務の委託に係る契約
- (6) 電子情報処理組織の運用業務の委託に係る契約
- (7) 医療に関する事務その他医療の提供に必要な業務の委託に係る契約
- (8) 給食業務の委託に係る契約

(長期継続契約の期間)

第3条 条例第3条の規定による契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 条例第2条第1号及び第2号の契約 5年
- (2) 条例第2条第3号及び第4号の契約 3年

2 前条各号に規定する契約の期間は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号に定める期間を超えることができない。

- (1) 前条第1号から第5号までに掲げる契約 5年
- (2) 前条第6号から第8号までに掲げる契約 3年

3 前2項の規定にかかわらず、1の契約の内容が条例第2条第1号から第4号まで及び第2条各号に掲げる契約のうち2以上の契約に該当するものである場合の契約の期間は、それぞれ当該契約の前2項に定める期間のうち最も長い期間を超えることができないものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

島根県告示第374号

島根県保育士試験規程（昭和28年島根県告示第629号）の一部を次のように改正する。

平成17年3月25日

島根県知事 澄 田 信 義

第1条中「規程」を「告示」に改める。

第3条中「告示する」を「公告する」に改める。

第5条第1号中「保育士試験一部科目合格証明書」を「保育士試験一部科目の合格を証する書類」に改める。

第10条を削り、第11条を第10条とし、同条の次に次の1条を加える。

第11条 知事は、筆記試験又は実技試験を実施したときは、速やかにその結果を受験者に通知する。

2 知事は、保育士試験に合格した者の受験番号を公告する。

第12条を削る。

第13条中「省令」を「、省令」に、「保育士試験合格証明書」を「保育士試験合格通知書」に、「保育士試験一部科目合格証明書」を「保育士試験一部科目合格通知書」に、「登録するものとする」を「登録する」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

第13条 法第18条の9第1項の規定により、試験の実施に関する事務を知事が指定する者（以下「指定試験機関」という。）に行わせることとしたときは、第4条から前条までの規定（第11条第2項を除く。）にかかわらず、当該指定試験機関の定めるところによる。

附 則

この告示は、平成17年3月25日から施行する。